

# 第3次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書(平成29年度)

( 生活文化部 文化スポーツ課 )

## ■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ H 33 年度
位置付け	本計画は男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護者に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置付けている。第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は基本施策「共生社会の推進」と深く関わっている。
目的・概要	地域社会の様々な分野において、男女が共に助け合い認め合いながら、対等なパートナーとして自らの意思で活動に参画し、共に責任を担うことのできる社会の実現が求められている。本計画は男女共同参画社会の実現に向け市と市民等が協働して男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むものである。

計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">キャッチフレーズ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">                 共につくろう 男女が生き生き輝くまち かめやま             </div>		
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">基本目標</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">基本施策</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">施策の方向性</div> </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     社会の 男女共同 参画の実現                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1 男女の人権尊重</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2 教育や啓発による意識改革、理解の促進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     女性の 活躍の 分野に おける                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">7 雇用等における男女共同参画の推進</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     安全・ 安心な 暮らしの 実現                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">9 生涯にわたる健康づくり支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築</div>	

## ■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	(別紙のとおり)				
2					
3					
4					
5					

## ■ 計画の実績等

取組実績	<p>男女共同参画についての理解を深めるため、三重県男女共同参画センター「フレんてみえ」と連携し、亀山市文化会館で三重県内男女共同参画連携映画祭を開催した。また、市民活動団体と協働し、映画上映前の啓発映像の放映や、上映後のアフタートークなど啓発効果を高める取組を行った。</p> <p>11月11日からの16日間を亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間として位置付け、労働団体や地域活動団体等が実施する各種事業やイベント等と連携を図り啓発を行った。</p>
成果	<p>映画祭や講演会等の開催により、市民が男女共同参画について考えるきっかけになった。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランス推進週間に講演会や社会教育施設等の無料開放を行い、重点的に啓発活動を行うことにより、育児や趣味、地域活動などの仕事以外のことにも目を向け、仕事と調和を図り生活を充実させることの意識づくりの機会となった。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>男女共同参画意識の高揚を図るため、様々な手段による啓発活動を行い、男女共同参画の推進に努めた。</p>



反省点・課題	<p>慣例として男性が務めることが多くなっている役職や役割があり、市民の固定的性別役割分担意識の解消には至っていない。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所の取組が進むような働きかけが必要である。</p>
--------	---



今後の方向性	<p>関心を持って参加してもらえるような内容の講演会や研修会等を開催し、市民の男女共同参画意識の高揚を図っていく。</p> <p>また、働き方や生き方を見つめ直すきっかけとなるイベント等をワーク・ライフ・バランス推進週間に取り組み、週間として定着させていく。</p>
--------	---

## ■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	49.7	100	—
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	53.0	60	—
3	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	36.2	増加	—
4	各種審議会等における女性の登用率(4月1日現在で算出)	%	36.1	40	37.3
5	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	26.9	35	—
6	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)	社	—	6	0
7	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ:71.5 パタハラ:23.9	マタハラ:80 パタハラ:30	—
8	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	2.6	増加	5.4
9	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	11.1	増加	16.6
10	本市における女性管理職の割合 (うち一般行政職における女性管理職の割合)	%	23.2 (12.5)	増加	24.7 (12.7)
11	市男性職員の育児休業取得率	%	7.3(H22年度からの6年間)	20	0
12	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	8.6	10	10
13	放課後児童健全育成事業の設置施設数	箇所	16	18	17
14	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.5	増加	13.4
15	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	増加	2
16	DV防止法認知度	%	50.8	60	—
17	健康診断受診率	%	男性:85.9 女性:73.8	男性:86.5 女性:76.0	—
18	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん:12.3 乳がん:21.8	増加	子宮がん:12.9 乳がん:22.9
19	運動習慣のある者の割合	%	男性:47.2 女性:39.2	増加	—
20	子育て短期支援事業の設置個所数	箇所	未設置	1	未設置
21	女性消防団員数	人	17	増加	17

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

基本施策(1) 男女の人権尊重

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①人権啓発・人権教育の推進	「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンフェスタin亀山」の開催など、様々な取り組みを行います。	文化共生G		「ヒューマンフェスタin亀山」を井田川小学校で開催し、自閉症の子どもと父親の音楽ユニットや中学生による人権作文の発表など、人権啓発のイベントを行った。	より多くの市民に、人権に関心を持ってもらえるよう、イベントの内容や周知方法等工夫が必要である。	引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。
	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。	文化共生G		小・中学校の児童・生徒に人権意識を高めてもらうため、夏休みの課題の一つとして、人権に関する絵画・ポスターに取り組んでもらった。	市民の人権尊重の意識を育むため、人権啓発の場や機会を充実させていく必要がある。	児童・生徒に夏休みの課題の一つとして人権に関する絵画・ポスターに取り組んでもらうとともに、「人権の花運動」を通じて、協力すること、感謝することの大切さを学ぶ機会を設けます。
	市広報紙や市公式ホームページ、市公式フェイスブック、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用して人権啓発に取り組みます。	広報秘書G	文化共生G	市広報については、共生に関するコラムを4/16、6/16、8/16、11/1、12/16、2/16号へ掲載した。ホームページについては、男女共同参画週間、ワーク・ライフ・バランス推進週間、ヒューマンフェスタの案内などを行った。フェイスブックについては、11月にワーク・ライフ・バランス週間と講演会、12月にヒューマンフェスタ、1月に人権ポスター展の記事を投稿した。行政情報番組については、12月に市の人権施策基本方針の説明やイベントの告知などを行い、人権啓発に努めた。	各種情報媒体を活用して、有効的な人権啓発を継続していくことが重要であり、人権に関する各種相談窓口についてもさらに周知をしていく必要がある。また、ホームページについては、人権啓発に関する古い情報のページがあることから、鮮度を保つ必要がある。	市広報については、共生に関するコラムを定期的に掲載する。ホームページについては、既存ページが陳腐化しないよう、また、効果的な人権啓発が図れるよう、各ページの更新時に関連ページも確認する。行政情報番組については、人権週間の紹介や人権擁護委員による取り組みの紹介、イベントの告知などを行う。
	学校、幼稚園、保育所などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根拠に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。	教育研究G	教育支援G	各校で人権教育推進計画をたて、それに沿った取り組みを進めた。また、亀山市人権教育協議会の場で各校の実践交流を行った。人権教育の研修会をととして、教職員の人権意識の確立に取り組めた。	人権教育の授業づくりを進め、人権を尊重する子どもの育成をさらに進める。	亀山市人権教育基本方針の周知とその取り組みを進める。
	家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	就学前の保護者を対象とした、家庭教育出前講座を保育所・幼稚園・認定子ども園で開催。(10箇所) また、朝ごはんバランスシートともに行う食育レシピ集を作成し、保育所・幼稚園の年長園児家庭へ配布を行った。	家庭教育出前講座においては、本当に聞いてほしい家庭が欠席しているケースも多い。また、食育レシピ集についても全部写真付きではないため、改善も行っていく必要がある。	家庭教育出前講座、食育レシピ集等実施予定。
	企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。	商工業・地域交通G		労働者団体等の開催するイベント等において、共生社会推進室と連携し、パネル展示などを行い、広く啓発を行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら啓発を行う。
②人権相談・支援体制の充実	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。	文化共生G		人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、市広報等により相談日等を広く周知し実施した。	人権尊重の視点に立った相談や支援を行うため、関係機関と連携を図っていく。	今年度途中で、任期が満了となる人権擁護委員がいるため、相談支援に支障をきたすことのないよう、新たに代わりの委員を選任する。
	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境整備を図ります。	子ども支援G 文化共生G		11月1日号市広報紙にてDV防止啓発の記事を掲載した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行っていく。
	相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。	文化共生G		三重県人権・同和教育研究大会や人権に係わる研修等へ参加した。	相談員等の資質の向上に必要な研修会や集会などに参加する予算が確保できない。	三重県人権大学講座に職員1名が参加できるように取り組む。
	相談された人権問題が早期に解決できるよう、津地方法務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防災総合事務所、人権擁護委員などの機関と各関係部署間で連絡を密にしながら連携して支援できるよう体制の充実に努めます。	文化共生G		津人権擁護委員協議会亀山地区委員会が月1回開催されており、職員も可能な範囲で出席し、連携して人権啓発・相談等に取り組んだ。	各関係機関で連絡を密にしながら、連携して支援できるよう体制を強化していく必要がある。	三重県人権・同和行政連絡協議会の会長市となるため、さらに関係機関と連携を密にしていく。
	民生委員・児童委員や保護司、また、地域で見守り活動を行っている団体等と連携し、悩み事や地域での人権問題を早期に発見し解決を図ります。	福祉総務G		各種団体を通じて、地域住民の悩み事等の相談を受けた場合は、団体や他部署と連携し、解決を図った。	引き続き、各種団体の活動において、悩み事や人権問題についての相談があった場合は、団体や他部署と連携して解決を図る。	各種団体の活動において、悩み事や人権問題についての相談があった場合は、団体や他部署と連携して解決を図る。

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

基本施策(2) 教育や啓発による意識改革、理解の促進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①男女共同参画の視点に立った家庭教育支援	家庭における性別による固定的な役割分担を解消するよう働きかけるとともに、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、保護者への意識啓発を図ります。	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	就学前の保護者を対象とした、家庭教育出前講座を保育所・幼稚園・認定子ども園で開催。(10箇所) また、朝ごはんバランスシートとともに行う食育レシピ集を作成し、保育所・幼稚園の年長園児家庭へ配布を行った。なお、社会教育Gから配布するレシピ集を含むすべてのパンフレットには、女性だけが子育てに関わらなければならないという意識を変えるため、子育て中の父親のイラストも掲載するなどの配慮を行っている。	家庭教育出前講座においては、本当に聞いてほしい家庭が欠席しているケースも多い。また、食育レシピ集についても全部写真付ではないため、改善も行っていく必要がある。	家庭教育出前講座、食育レシピ集等実施予定。
	子どもが、将来にわたって個性や能力を十分発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもの性別による固定的な進学、進路、最終学歴、将来就く職種等に関する意識を変革するよう情報発信・啓発します。	社会教育G		就学前の保護者を対象とした、家庭教育出前講座を保育所・幼稚園・認定子ども園で開催。(10箇所) 男女の性別に関係なく、家庭での家事等の役割について、男女共同参画の観点から情報発信し、啓発している。	特になし。	平成30年度も継続する。
②学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	教育研究G		キャリア教育を進めることで、旧来の「男性の職業」「女性の職業」といった固定観念にとらわれない考え方を身につけることができた。職場体験を通して様々な職業を知ることができた。	各校、総合的な学習の時間や人権教育の機会を通じて発達段階に応じた教育を更に進める。	各校のキャリア教育・総合的な学習の時間の計画の見直しや職場体験学習を実施する。
	次代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実を図ります。	教育研究G		保健体育科・社会科・総合的な学習の時間の学習のなかで性に関する正しい知識の学習を発達段階に応じておこなった。	教科書での学習とともに、出会いを通しての学習機会をつくっていく。	人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかで、子どもの発達段階に応じた学習機会をつくる。
	中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。また、家庭生活を男女が協力して営めるよう正しい知識の普及と情報提供を行います。	教育研究G		家庭科の学習や人権学習を通して、男女が平等に自らの希望に沿った働き方や生活ができるワークライフバランスの学習を進めた。	教科書での学習とともに、出会いを通しての学習機会をつくっていく。	人権教育・家庭科・総合的な学習の時間のなかで、子どもの発達段階に応じた学習機会をつくる。
	社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちを守る労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	教育研究G		小学校6年生、中学校3年生の公民的分野の学習の中で、働く意味や労働者を支える仕組み、現代の問題などを考える学習をおこなった。	教科書での学習とともに、出会いを通しての学習機会をつくっていく。	人権教育・社会科・総合的な学習の時間のなかで、子どもの発達段階に応じた学習機会をつくる。
③地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	三重県内男女共同参画連携映画祭の開催、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	文化共生G		11月の16日間をワーク・ライフ・バランス推進週間として位置付け、講演会や社会教育施設等の無料開放を行い、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行った。	男女共同参画を推進するため、一人ひとりが仕事とそれ以外の生活の調和を取った生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランス推進週間を定着させていく。	ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。
	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。	文化共生G		ワーク・ライフ・バランス推進週間に合わせて、男女共同参画意識の向上のための講演会等を行った。	講演会や研修会等、より関心を持って参加してもらえるよう、内容の検討や広報の仕方などを検討する必要がある。	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。
	6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年選定する男女共同参画のキャッチフレーズも含めた男女共同参画に関すること全般について、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により広く啓発します。	文化共生G		6月の男女共同参画週間に合わせて、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等を行った。	啓発の効果が上がるよう、男女共同参画週間の機会を捉えて、集中的に啓発を行っていく必要がある。	引き続き、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行っていく。
	日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。	文化共生G	人事給与G 教育研究G	平成29年度の日本女性会議は北海道苫小牧市での開催で、遠方のため予算がなく出席ができなかった。	男女共同参画の理解を深めるため、可能な限り職員が参加できるように、人事給与Gとも連携を図っていく必要がある。	平成30年度も日本女性会議への参加が難しいため、県内で開催される研修等に積極的に参加する。
	男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。	文化共生G		男女共同参画を推進する市民活動団体に協力をお願いし、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行った。	様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。	引き続き、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行う。
自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組みます。	文化共生G		「すべての人が輝く共生社会の実現のために」をテーマとした出前講座を設けた。	生活のいろいろな分野で男女共同参画が進むよう、さまざまな団体と連携して啓発に取り組んでいく。	地域で開催されるイベント等とも連携を取り、啓発活動を行う。	

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

基本施策(3) 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消を推進します。	文化共生G		ワーク・ライフ・バランス推進週間に合わせて、男女共同参画意識の向上のための講演会等を行った。	講演会や研修会等、より関心を持って参加してもらえるよう、内容の検討や広報の仕方などを検討する必要がある。	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体への若い世代の男性や、リーダーとしての女性の参画を促進するよう広く啓発するとともに、各組織や団体に働きかけます。	社会教育G		市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、11.1%(2人/18人)であった。	今後も積極的に女性の参画について呼びかける必要がある。	今後もリーダーとしての女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。
	地域に根差した組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、各組織・団体に対する啓発に努めます。	地域まちづくりG		亀山市自治会連合会から、男女共同参画審議会に委員1名を選出し、組織内の男女共同参画意識の向上に努めた。地域担い手研修を開催するに当たり、女性の参加を呼び掛け、参加を得られた。	各自治会においても、女性参画の重要性を認識できるよう意識改革を促していく必要がある。	亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。
	あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が務めることが多かった役割などを女性が担ったりすることを意識的に第三者に見せることで、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進します。	文化共生G		慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行った。	管理職やリーダー、団体の長などの役職を男性が務めることが多い企業や地域の団体等を対象に、男女共同参画の推進のため連携を図っていく必要がある。	先進的な取組をしている組織や団体等と連携して、事例発表や広報などができないか、情報収集等に努める。
	市が作成・発行する文書(チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等)や市ホームページ等での情報発信において、無意識のうちに固定的な性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするような表現やイラスト等の掲載をしないよう、全庁的に意識した文書や資料作成に取り組みます。	広報秘書G	文化共生G、法務G	各担当室からの市広報紙や市公式ホームページ、市公式フェイスブック、行政情報番組の決裁において、固定的性別役割分担意識を助長する表現などが無いよう意識して文書を確認した。	各担当にどのような表現が固定的性別役割分担意識の助長にあたるのか決裁作成時により認識をしてもらう必要がある。	引き続き、各記事内容が適切な表現やイラスト等であるか確認していく。
	男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備(ベビーベッド付男性トイレの整備等)に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。	住まい推進G	施設管理部署	平成29年度の実績なし。既存トイレは多目的トイレにより対応している。	トイレ改修予算要求時に施設管理担当へ提案していくが、工事費が削減される場合、工事内容を変更しなければならない。	トイレ改修予算要求時に施設管理担当へ提案し、必要性を認識してもらう。
②固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備		教育研究G		各種委員会の会議は、19:00に設定した。PTAの役員会等も土曜日や19:00頃で開催できた。	広く啓発していく。	固定的性別役割分担意識の解消に努め、会議時間等を設定していく。
	学校・幼稚園・保育所の保護者会(PTA等)や自治会等の会議、あるいは市民活動団体や各種審議会・委員会等の会議について、平日の昼間だけでなく、夜間、休日等を開催するなど、多様な市民が参加しやすい運営となるよう広く周知啓発を図ります。	子ども総務G		子ども家庭室で実施している亀山市子ども・子育て会議については、現役世代の参画を得ていることから、毎回平日の夜間の会議となっており、他の会議に比べて多様な参加を得られている。	現在も、委員等の参加しやすい時間設定としているが、引き続きそうした環境を維持していくことが重要である。	子ども・子育て会議について、参加者の参加しやすい時間設定に努めるとともに、H.P等を通じた情報発信を行う。また、各園での会議等についても、同様に保護者の参加しやすい時間設定に努める。
		地域まちづくりG		各自治会の判断において、会議への積極的な参加を促すため、開催日時等について柔軟に対応いただいている。	引き続き自治会へは、会議等の参加者が固定化しないような場の提供に努めていただく。	亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①行政分野における女性の参画拡大	亀山市の各種審議会等における女性の登用を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成についても、男女の比率が同程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	文化共生G		亀山市の各種審議会等における女性の登用率の調査を行い、市の各担当部署に女性登用の意識付けを行った。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成の見直しにはいたっていない。	引き続き、選出母体を所管する部署等から働きかけを行ってもらうよう依頼を続けていく。
	女性の登用が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、忝て職等の慣例にとらわれない選出などについて、積極的に検討します。また、女性登用が進まない根本の要因や背景を調査研究し、それらを解消できるよう取り組みます。	文化共生G		委員の選任依頼及び委員委嘱の決裁時の文化スポーツ課へ合議の際に、女性の登用率や選出区分が分かる例規等の根拠規定を添付してもらい確認を行った。	法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならないとされている委員会(地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等)において特に女性の登用率が低くなっている。	審議会等における女性の登用率が20%以下の場合または前回の登用率から10%以上低下して40%を下回った場合は、「現状分析と改善方策」を作成し委嘱の決裁時において添付してもらうよう担当部署に依頼する。
	各種審議会等への女性の参画拡大の一方で、女性の比率が偏って高いような審議会等については、その選出母体もきめて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。	文化共生G		委員の選任依頼及び委員委嘱の決裁時の文化スポーツ課へ合議の際に、女性の登用率や選出区分が分かる例規等の根拠規定を添付してもらい確認を行った。	多くの審議会等において女性の参画率が低いが、中には8割が女性の委員で占める審議会もある。	審議会等における女性の登用率が80%以上の場合についても「現状分析と改善方策」を作成し委嘱の決裁時において添付してもらうよう担当部署に依頼する。
	亀山市の各種審議会等を所管するそれぞれの部署において、女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を行います。	人事給与G		平成28年度には、女性が将来のキャリアをイメージすることで仕事への意欲を高めること目的に、女性職員キャリアアップ研修を実施し、65名が受講した。平成29年度においては、女性に特化したものではないが、新組織機構が有効に機能するよう、管理職に必要なマネジメントスキルを身につけるためのマネジメント研修を実施し、64名が参加した。また、新組織においてマネジメント層ではないものの所属の業務を統括する立場となる職員に対し、マネジメントの基礎を身につけるためのチームワーク研修を実施し、70名が参加した。	特定事業主行動計画に掲げる「女性職員の活躍推進に関すること」を実現するため、職員に対する意識啓発や研修等を行う必要がある。	新規採用職員の庁内研修のカリキュラムに男女共同参画を組み入れ、女性参画の重要性について意識付けを行う。また、職員に対し男女共同参画に関する講演会等に対して積極的な参加を促す。
	亀山市特定事業主行動計画に基づく市役所の女性職員の積極的な登用、職域拡大を図ります。	人事給与G		平成29年4月1日現在の女性の管理職への登用率は27.8%であり、平成28年度の26.8%から1ポイント増えた。	平成29年4月1日現在の女性の管理職への登用率が男女共同参画基本計画に定める30%に達成していないことから、達成に向けて更に取り組み必要がある。	平成30年度の組織機構の再編において、管理職になる前のマネジメント能力を育成するために設置したグループリーダーの職について、積極的に配置を行う。
	市が推薦して国等が委嘱する各種委員等についても、それぞれの実情に配慮しながら、できるだけ構成員の性別に偏りが生じないよう努めます。	福祉総務G		民生委員児童委員について、89名中男性37名、女性52名である。また主任児童委員については、9名中女性9名である。保護司について、19名中女性4名、男性15名である。	民生委員・児童委員については、引き続き性別に隔たりなく委員として推薦をしていく。保護司については、女性の比率が低くなってきているため、今後女性の登用を積極的に進めていく。	民生委員・児童委員については、次回(平成31年12月1日)の改選に向け、地域に対し、性別に隔たりなく委員となることができることを伝えていく。保護司については、保護司会と連携し、女性の登用を積極的に進めていく。
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するため市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。	文化共生G		様々な市の施策等の情報発信の場において、女性参画の視点を取り入れた。	市民の意識を醸成するため、継続して市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図っていく。	引き続き、市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報発信していく。
②地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	自治会や地域まちづくり協議会、PTA等の役員への女性の参画が促進されるよう啓発や働きかけを行います。	社会教育G 地域まちづくりG		市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、11.1%(2人/18人)であった。 亀山市自治会連合会から、男女共同参画審議会に委員1名を選出し、組織内の男女共同参画意識の向上に努めた。	今後も積極的に女性の参画について呼びかける必要がある。 各自治会においても、女性参画の重要性を認識できるよう意識改革を促していく必要がある。	今後もリーダーとしての女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。 亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。
	企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信に努めた。日本政策金融公庫の女性等の創業者向け融資制度を対象とした利子補給制度を作った。	関係機関等と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、関係機関等と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど啓発を図り、女性が参画しやすいセミナー等を検討する。
	経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体(文化関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等)、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画気運の醸成のため、情報発信・啓発を行います。	文化共生G		広報やHP、イベント等において広く啓発を行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	農林業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。	農業G 森林林業G		亀山青空お茶まつり実行委員会にて、ヤングウェブ女性の会等の農業者の家族からかめやま文化年の記念イベントにおける大きな協力を得た。	亀山青空お茶まつり等の各種イベントへの積極的な参加・協力を呼び掛ける。	平成29年度の亀山青空お茶まつりは台風のため中止になったため、平成30年度についても、引き続き協力を呼びかけ、お茶まつり内での新しいイベント等の開催を目指す。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策(5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①市民・企業等に対する啓発・取り組み	重点的に啓発等を行う期間として、「ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設定し、様々な関連事業を行います。	文化共生G		11月11日から26日までを「ワーク・ライフ・バランス推進週間」として設定し、意識啓発を行う講演会等を実施した。	男女共同参画を推進するため、一人ひとりが仕事とそれ以外の生活の調和を取った生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランス推進週間で定着させていく。	ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。	文化共生G		講演会のほか、ケーブルテレビやフェイスブック等でも啓発を行った。	情報発信や啓発、市民に関心を持ってもらえるような機会の提供など、効果を上げるための手法を検討する必要がある。	市民に考えてもらう機会を増やすように、ワーク・ライフ・バランス推進週間中のイベントと連携して啓発する機会を増やす。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取り組みの優良事例等を、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。	商工業・地域交通G		労働団体等が開催するイベント(ファミリーフェスタ2017)を11月11日から26日までの「ワーク・ライフ・バランス推進週間」に合わせて開催しPRした。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。
	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。	商工業・地域交通G		事例収集を行った。	引き続き研究を行う。	引き続き研究を行う。
	本市が、特に市民のワーク・ライフ・バランスの推進に注力していることについて、亀山市の魅力の一つとして、市内外に情報発信します。	広報秘書G	文化共生G	「広報かめやま」10/1号へ特集として亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間の記事を掲載した。また、11月には、ホームページでワーク・ライフ・バランス推進週間と講演会の案内を行うとともに、行政情報番組「マイタウン亀山」において、ワーク・ライフ・バランス推進週間の趣旨や市の取り組みなどを放送し、周知に努めた。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の認知度が上がるよう周知に力を入れるとともに、各種情報媒体を活用して、継続的にワーク・ライフ・バランスに関する情報発信を行っていくことが重要である。	11月には、行政情報番組「マイタウン亀山」において、ワーク・ライフ・バランス推進週間の周知のため、市の取り組みや関係団体の紹介、イベントの紹介などを行う。また、市広報においても特集記事を掲載など、引き続き、各種情報媒体を用いて情報発信していく。
	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」、フレックスタイム制度等について、啓発に努めます。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど啓発を図る。
	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の導入等について、企業等へ働きかけを行います。	商工業・地域交通G		市のイベント等で情報発信や啓発、働く環境づくり懇談会でフレンテみえの専門員による公演を行った。	企業に関心を持ってもらえるような情報の提供を考案する。	雇用対策協議会の参加企業へ、男女共同参画センターフレンテみえが開催するセミナーのチラシ等を配布する。企業が働き方改革に意欲的に取り組めるように啓発活動を行う。
公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く評価する国や県等の制度について、普及啓発を図ります。	契約管財G		今後市の入札に評価制度を導入できれば、合わせて制度の普及啓発を行うことが望ましいことから、国や県等の情報収集とともに、市役所内の取り組みについて検討を行った。	制度導入や普及啓発の方法など、効果的な手法を検討する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が増加するよう、市役所内の取り組みと合わせて効果的な手法を検討し、制度の普及啓発に努める。	
②仕事と家庭の両立のための環境整備	保護者になる方を対象として「パパ・ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取り組みを進めます。	健康づくりG		「パパ・ママ教室」を年4回開催し、延べ29人の参加があり、教室内で男女が共に子育てできるためのきっかけづくりを行った。	教室参加者が少なめである。	引き続き、「パパ・ママ教室」を年4回開催する。参加者を増やすため、母子健康手帳交付時に、今以上に教室啓発を行っていく。
	未婚率の減少や晩産化の解消のため、未婚の男性等を対象にした家事・育児に関する講座の開催等、若者等の結婚支援に努めます。	政策調整G		結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供するため、婚活イベント及び婚活セミナーを開催した。 【実施日】平成30年3月10日(土)、11日(日) 【参加人数】26人(10日)、28人(11日) 【内容】 婚活イベント：亀山みそ焼きうどんやローソク等、本市の資源を活用した内容。 婚活セミナー：コミュニケーション、身だしなみ等、婚活に資する内容。 【カップル成立数】7組(10日)、5組(11日)	引き続き、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供するとともに、婚活イベント等において成立したカップルに対して、円滑な結婚生活に繋がるような支援を行う。	【婚活イベントの開催】 各1回 ①一般向けイベント ②市内企業従業員向けイベント  【婚活セミナーの開催】 2回 婚活のスキルアップに資するとともに、仕事、子育て、お金に関する話等、結婚生活についての意識向上に資するもの  【フォローアップセミナーの開催】 2回 イベントで成立したカップルの結婚に対する不安や疑問等を緩和するとともに、交際を支援し、円滑な結婚生活に繋がるもの
	若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。	子育てサポートG	子育て支援センター、児童センター、ファミリー・サポート・センター	市ホームページなどで子育てに関する情報提供を行うとともに、育児相談や子育てサークル等の育成、育児講座など子育てしやすい環境づくりを行った。	事業所内託児施設の設置促進など子育てしながら働き続けることのできる環境整備が必要。	継続して、子育てに関する情報提供を行うとともに、育児相談等の子育てしやすい環境整備に努めていく。

<p>③市役所内の取り組み</p>	<p>女性の活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランスの等推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。</p>	<p>契約管財G</p>		<p>国の評価制度と現在国で議論されている働き方改革について情報収集を行い、市の入札制度の中で導入できる方式について検討を行った。</p>	<p>市の入札制度として総合評価落札方式を導入していないため、企画競争方式（プロポーザル）において評価制度の導入を検討する必要がある。</p>	<p>企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定企業等）を加点評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討を行う。</p>
	<p>亀山市特定事業主行動計画に基づき、市女性職員並びに男性職員の育児休業の取得を促進するとともに、男性職員の育児短時間勤務や育児部分休業など、育児に関するその他の休暇制度の取得を推進します。また、同行動計画に基づき、市職員の時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得推進、臨時・非常勤職員の「介護休暇・病欠休暇制度」の新設など、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。</p>	<p>人事給与G</p>		<p>平成29年度の時間外勤務の実績は、43,168時間であり、目標である44,000時間を下回った。</p>	<p>今後も、ワークライフバランスの推進を図るため、引き続き時間外勤務時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けて取り組む必要がある。</p>	<p>時間外勤務については、年度当初（5月）の部長級ヒアリングにおいて、昨年度の時間外実績状況及び今年度の業務内容を確認のうえ、新年度の時間外目標数値を設定し、半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な有給取得や亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間における年次有給休暇の取得推進などに取り組む。</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策(6) 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①意識醸成に向けた啓発	女性が活躍できる社会の実現を目指して、男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できるよう、様々な機会を捉えて啓発します。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	働き方改革についての講座の周知等を行い関係者に参加してもらい働く環境を変えていく必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。
	長時間労働の削減や転職のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	事業所に、実態を把握してもらい、現場の意見を取り入れてもらえるような取組を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、フレンデみえが開催する働き方改革実践塾の開催の情報を事業所等に周知する。
	出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	再就職や起業をしやすい環境を整える必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を認定する「えるぼし」認定等についても周知・啓発を図ります。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	1社でも多くの事業所が取組みに参加する必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みについて協議を行う。事業主団体や労働組合、その他の有識者等で組織する等(女性活躍推進法第23条に基づく協議会)の組織化について検討する。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	専業主婦団体に関して現状を把握するのが難しい。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。
②女性の活躍推進に向けた環境整備	「女性活躍推進法」に基づく事業主の「情報公表」や「行動計画の公表」の掲載先である、厚生労働省の「企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したホームページ」について、周知を図ることにより、女性の就職・活躍を支援するとともに、企業への情報提供に努めます。	商工業・地域交通G		パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	「企業における女性活躍状況に関する情報」の開示を行っている企業は全体の2割弱で対象者を把握するのが困難である。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。
	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できるような体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。	子ども総務G		就労していたり、希望する親が、安心して子どもを預けられるよう、公立施設への必要な人員を配置するとともに、私立施設への給付費を支給するなど、安定した園運営につなげることができた。	保育所等については、低年齢児を中心に待機児童が発生しており、近年増加傾向にあることから、その解消に向けた受け皿の確保が課題となっている。	引き続き、公立園の必要な人員確保に努めつつ、私立園への給付費等による安定した園運営の支援を行う。また、待機児童の発生に際しては、その受け皿である待機児童館ばんびを有効に活用し、保護者の就労しやすい環境づくりを行う。
		子育てサポートG		放課後児童クラブや長期休暇子どもの居場所づくり事業を推進した。	待機児童を出さないように、施設等の管理に努めることが必要である。	待機児童を出さないために、各施設の状況を把握し、地域に応じた整備を進める。
	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等、放課後の子どもの居場所づくりを推進するとともに、障がいのある子どもの放課後の居場所として、放課後デイ・サービスが充実するよう関係機関と連携し、利用に関する支援・調整に努めます。	障がい者支援G		放課後等デイサービスは61人の利用があり、障がいのある子どもの放課後の居場所づくりとしての支援を行い、男女が共に子育てしながら働き続けられる環境整備の促進に努めた。	男女が共に働き続けられる環境整備の促進になる一方で、放課後等デイサービスの公費負担が増額傾向となっている。	女性の活躍推進に向けた環境整備として引き続き放課後等デイサービスの希望者に適正な支給決定に努める。
		社会教育G		地域で子どもの体験学習や地域の大人の交流活動を通じて、地域の中で子どもが育まれる居場所をつくるため、「全小学校区で実施すること」や「持続的展開のための委託化」を進めた。	持続的な展開を進めるために、地域の方々の参画をより一層進めていくことが必要である。	今後も、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。
	安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民がお互いに助け合う子育て支援事業と併せて、軽伤病後児の預かり等により子育てをサポートします。	子育てサポートG		おおむね6カ月から小学6年生までで、子育てを助けて欲しい人の要望に応じて子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育てサポートを実施した。	対象のお子さんの子育てサポートの継続した実施を目指すことが必要である。	継続して、子育てを助けて欲しい人の要望に応じて子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育てサポートを実施する。
	保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるよう、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。	子育てサポートG		市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビ等で、子育てに関わる皆さんが幅広く参加できるように、情報発信した。	定期的なお知らせにならないように、工夫した情報発信を行うことが必要である。	フェイスブック等の情報発信も取り入れて事業の周知を行う。
男女が共に介護をしながら働き続けることができるよう、家族の介護を支援します。	高齢者支援G		食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・調理といった生活援助など、包括支援センターとともに介護サービスの相談にのり、働く女性の支援を行った。また、介護を必要としない高齢者が増えるよう、介護予防教室の充実を図った。	市で受け付ける介護相談の内、女性に負担が掛りすぎているか、状況を把握する必要がある。	男女ともに仕事と介護の両立が図れるよう、家庭や仕事の状況に応じて相談に応じる。	

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策（7）雇用等における男女共同参画の推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）
①就労環境の向上等に関する啓発・取り組み	企業に対し、育児や介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や育休復帰支援、育休取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関する情報提供並びにそれらの優良事例等の情報発信に努めます。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	相談窓口は職員が行っているため専門的なアドバイスに欠ける。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。
	男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓発を図ります。	商工業・地域交通G		関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置した。また、市のイベントのファミリーフェスタでは、共生社会推進室とも連携し、男女共同参画を推進するため、ブースを設置し啓発を行った。	継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。
	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメント等、雇用の場における各種ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、これらの問題の解消のために広く啓発します。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行い現場の意見を取り入れてもらえるような取組を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。
	男性も女性も働きやすい職場環境、施設・設備の整備（男女別更衣室やトイレの設置等）の重要性等について、特に女性の参画が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。
	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。	農業G		認定農業者において新たに家族経営協定が1件締結された。	女性の積極的な農林業等の経営の参加を目指し、認定農業者における家族経営協定の普及や、農村女性アドバイザーへの支援を行う。	引き続き、認定農業者における家族経営協定の締結の補助や農村女性アドバイザーへの支援等を行う。
	労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	「働く人の相談窓口」を開設しているが認知度が低い。	引き続き「働く人の相談窓口」の周知を行う。
	亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、企業における男女共同参画や女性の活躍推進の取り組みを支援します。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	連絡協議会等、女性の出席者が少数である。	継続して、パンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。
②子育て支援等、周辺環境の整備	男性の育児休業取得率を高められるよう、また男女ともに育児休業等を取って中長期的に処遇上の差を取り戻すなど、職場マネジメントのあり方や優良事例等について、企業や市民に対し情報発信や啓発を行います。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	男女共同参画を推進するため、一人ひとりが仕事とそれ以外の生活の調和を取った生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスを周知する。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。
	改正次世代育成支援対策推進法に基づく、「子育てサポート企業」としての認定「くるみん認定」等について、普及・啓発に努めます。 くるみん認定…改正次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度	子育てサポートG		「子育て応援！わくわくフェスタ」が三重県とみえ次世代育成応援ネットワークが協働して石薬師高校で開催され、様々な企業や団体が集まり、子育てサポート企業が集うイベントの啓発を行った。	男性の育児休業取得率が未だに低い現状の改善が必要である。	市ホームページ等で「子育てサポート企業」としての認定「くるみん認定」等の普及・啓発の情報発信を行う。
	親近者を介護するための離職の防止のため、介護休業制度や柔軟な働き方等の普及・啓発を図ります。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	男女共同参画を推進するため、一人ひとりが仕事とそれ以外の生活の調和を取った生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスを周知する。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(8) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進	女性等に対する暴力の問題は、人権意識の希薄(欠如)から生じることから、これらの問題に対する市民の認識を深めるため、人権啓発・人権研修等を進めます。	子ども支援G		市民が集まる機会に市職員が出向いて研修会を行う「かめやま出前トーク」において、女性に対する暴力をなくす運動の趣旨を伝える、「それ、DVです!」というテーマを加えた。	女性に対する暴力をなくす運動の趣旨を男性も理解する必要があること、若年層への啓発強化も重要なことなどから、啓発を行う対象のターゲットを学校等に広げる必要がある。	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市内の学校でのデートDV等の周知活動を行う。
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を捉えて、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のための情報発信・啓発を行います。	子ども支援G		・10月15日開催のあいあい祭りにてDV防止のチラシ等の配布 ・11月1日号市広報紙にてDV防止啓発の記事掲載 ・11月13日JR亀山駅前にてDV防止のチラシ等の配布 ・市内15店舗(スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、パチンコ店)にDV相談カードやチラシの設置依頼	女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のため、今後も情報発信や啓発を続けていくことが必要である。	・女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にてDV防止啓発の記事掲載、DV防止のパンフレット等の配布 ・市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置依頼
	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行います。	子ども支援G		・相談実人員176人、延べ件数1,455件 専任の女性相談員が、被害者の保護や自立等のため、心身のケアや継続した相談・支援など被害者に寄り添った支援を行うとともに、医療機関や行政手続等の同行支援も行った。	被害者の保護や自立等のため、心身のケアや継続した相談をするともに、被害者に寄り添いニーズに沿った支援を行う必要がある。	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行う。
	各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するなど、各関係機関等が連携して被害者を支援する体制づくりを推進します。	子ども支援G		DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を開催した。 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 6回 ・個別ケース会議 95回	引き続き各関係機関等が連携して、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するため、引き続き各関係機関等が連携していく必要がある。	DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催していく。
	被害者に子どもが同伴する場合には、子どもの心のケアも必要のため、女性相談員と家庭相談員等が連携を図るほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、被害者と子どもの支援を行います。	子ども支援G		DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行った。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行った。	DV被害者に同伴している子どもに対する心のケアについては、引き続き女性相談員と家庭相談員が連携するとともに、学校・園、警察や児童相談所など関係機関とも連携していくことが必要である。	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。
	被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。	子ども支援G		専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行った。	被害者が早期に生活を再建できるよう、引き続き女性相談所など関係機関との連携を図っていく必要がある。	専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。
	外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。	高齢者支援G 障がい者支援G		障がい者の女性に対する暴力については2件発生しており、子ども支援室、亀山市社会福祉協議会や障がい福祉サービス事業所等の関係部署と連携し対応にあたった。また、暴力に至った原因が解消されるよう支援を行った。	関係部署との連携を図り早期発見し対応する必要がある。	亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議で、高齢者等の虐待に関する関係機関との情報交換を行い、虐待防止や見守り等の連携を行う。また、虐待防止のための啓発を行う。
	男性に対する暴力等の相談窓口についても周知・啓発に努めます。	文化共生G		三重県男女共同参画センターと連携し、パンフレットを窓口に配置するなど、相談窓口の周知を行った。	男性のための相談窓口があることがあまり知られていない。	三重県男女共同参画センターと連携し、引き続き相談窓口の周知を行っていく。
	女性相談員等が、被害者の相談を聞くことにより被害者と同様の心理状態(代理受働)になったり、相談員がバーンアウト(燃え尽き)したりするのを防止するため、またスキルアップのため、研修の機会を設けるなど相談体制の整備を図ります。	子ども支援G		女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会への積極的な参加を促した。	相談員の資質と知識の向上を図るため、県外への研修の機会を設けていく必要がある。	女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加する。また、岩手県盛岡市で開催される全国婦人相談員連絡協議会に参加する。
DV被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等に基づき柔軟に対応します。	住まい推進G	こども支援G	DV被害者への市営住宅提供はなかった。	空き住宅の確保をしておくことが必要。	DV被害者への対応は、関連部署と情報共有し、法令に基づき住宅の提供を行う。空き住宅を確保しておく。	

②セクシュアル・ハラスメント、ストーカ事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	セクシュアル・ハラスメント、は、女性の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面での未然防止のための啓発に努めます。	子ども支援G		<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月15日開催のあいあい祭りにてDV防止のチラシ等の配布</li> <li>・11月1日号市広報紙にてDV防止啓発の記事掲載</li> <li>・11月13日JR亀山駅前にてDV防止のチラシ等の配布</li> <li>・市内15店舗（スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、パチンコ店）にDV相談カードやチラシの設置依頼</li> </ul>	女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のため、今後も情報発信や啓発を続けていくことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にてDV防止啓発の記事掲載、DV防止のパンフレット等の配布</li> <li>・市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置依頼</li> </ul>
	適正な性教育を実施することにより、生命を尊厳あるものと実感し、男女が互いに尊重して認め合う意識を醸成します。	教育研究G		人権学習のなかで暴力を防止する教育を推進した。あらゆる暴力を許さない姿勢と、暴力に依存せずに対等な人間関係を構築するスキルを育成した。	子どもたちを加害者にも被害者にもさせない視点をもった実践を積む必要がある。	具体的な行為等を防止する授業に取り組む。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(9) 生涯にわたる健康づくり支援

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	男女の健康保持増進のため、性差医療に関する普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信する。	健康づくりG		女性の健康週間(3月1日～8日)について広報、窓口等で周知を行った。 また、女性の健康週間の期間に実施した運動教室で、女性特有の症状や生活習慣病等についての周知を行った。	女性の健康週間の認知度を高める必要がある。	引き続き、女性の健康週間について周知を行う。
	男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。	健康づくりG		「健康づくりのてびき」にがん検診、健康診断等に関する情報を掲載し全戸配布を行った。	検診の申込方法や申し込みハガキの書き方についての問合せがあり、わかりやすくする必要がある。	健康づくりのてびきの内容をわかりやすくするように工夫する。
	イベントや教室などの機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。	健康づくりG		集団検診において、女性のための検診日を設け、受診しやすい環境を整えた。	検診当日、受診人数が多く、受付・受診に時間がかかったり、受診人数が少なく定員に満たない日程があった。	検診受診がスムーズに行えるよう、受付人数の調整を行う。
	妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパ・ママ教室」を開催するなど、出産を支援します。	健康づくりG		保健師が母子健康手帳を交付し、妊婦一般健康診査や各種教室のお知らせや、相談を行った。妊婦健康診査は、延べ5,000人の受診があった。妊婦教室は年4回開催し、延べ24人、パパ・ママ教室は年4回開催し、延べ29人の参加があり、出産に向けての支援を行った。	妊婦教室、パパ・ママ教室の参加者が少なめである。	引き続き、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の受診案内を行うと共に、妊婦教室、パパ・ママ教室の紹介を行い、参加者増加に努めていく。
	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行います。	健康づくりG		新生児訪問や赤ちゃん訪問を363件実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行った。	引き続き、訪問を実施し、育児支援を行う必要がある。	引き続き、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児支援を行っていく。
	不妊・不育症等の治療を支援するため、治療費の一部を助成するほか、不妊・不育症治療などに対する正しい理解の普及啓発に努めます。	健康づくりG		不妊治療費の一部助成を延べ80件実施した。また、広報に年3回、不妊・不育症治療の内容を掲載し、不妊・不育症等の助成制度や、正しい理解の普及に努めた。	引き続き、不妊・不育症治療費の一部助成や、正しい理解の普及に努め、不妊・不育症の治療を支援していく必要がある。	引き続き、不妊・不育症治療費の一部助成を実施し、正しい知識の普及のため、広報等に掲載していく。
②スポーツ分野への女性参画	スポーツの楽しさ・素晴らしさを情報発信するなどして、女性がより一層スポーツ活動に親しむよう呼びかけます。	スポーツ推進G		各種スポーツ団体と連携して、女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。また、女性バレーボール大会を主催し、スポーツ活動の場を提供した。	スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供の検討が必要である。	各種スポーツ団体等とスポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供を検討する。
	親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービスの併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境の整備に努めます。	スポーツ推進G		大会やイベント規模に応じて、託児サービスの設置等について検討を行った。また、親子で一緒に参加できるよう、ニュースポーツ大会を実施した。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の整備について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
	女性がより一層スポーツ活動に親しむことができるよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。	スポーツ推進G		家族で参加するニュースポーツ大会を実施し、家族でスポーツ活動に親しむ機会を通じて、性別に関係ないスポーツ実施の機会の重要性を啓発した。スポーツを通じて、父親と子どもとのふれあいの場を創造し、父親の育児参加意欲の向上を推進した。	家事や育児は、女性の役割として根強く認識されているため、社会全体の意識改革が必要であるとともに、女性自身にも生活におけるスポーツ活動の優先順位をあげるべく啓発する必要がある。	各種スポーツ団体等とスポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。
	女性が、スポーツに関する各種委員やスポーツ団体の運営等に参画するよう呼びかけます。	スポーツ推進G		女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進した。	女性が、主体的にスポーツクラブの運営やスポーツ行政への参画するよう促進する必要がある。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。
	女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。	スポーツ推進G		各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会の情報提供を行い、指導者の育成を支援した。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について、細やかに支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策（10）様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）
①ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり	ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当を支給するとともに、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	子育てサポートG		ひとり親家庭を対象とした各種手当の支給を行い、生活の安定と自立支援を行った。	安定した経済基盤の確保や養育費等の支援とともに経済的な支援が必要である。	継続したひとり親家庭の各種の手当の支給を行い、自立支援を行う。
	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう環境を整備します。また、社会的擁護施策として、教育家庭制度（里親制度）の普及や小規模児童養護施設の設置を進めます。	子ども支援G		子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう近隣10施設と契約を締結し、2世帯、6人、のべ20日の利用があった。 社会的擁護施策としては、里親制度の普及について県とともに里親推進事業を実施した。また、地域小規模児童養護施設の設置については、運営主体となる社会福祉法人を公募するなど、事業実施に向けた準備を進めた。	市内に子育て短期入所施設がないため、保護者が他市の施設まで送迎する必要がある。 また、里親制度については、認知度が低いため、啓発を進めていく必要がある。	子育て短期支援事業（ショートステイ）を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。 里親制度の普及については、県とともに里親推進事業を実施していく。また、市内に子育て短期入所施設と地域小規模児童養護施設が設置できるよう、社会福祉法人の支援を進める。
②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	特に支援につながりにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害（身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄・放任）等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。	高齢者支援G		介護者の集いなどの機会を通じ、虐待についての周知を行い、男女を問わず誰も加害者になりうることを周知し、考えてもらえるよう努めた。相談の内容だけでなく問題を抱えた家庭が無いか慎重にケースを聴取した。民生委員等の協力を得て実態把握に努めた。	介護者に自らのことと認識して貰うことが難しい。個人宅内で起こる虐待等が見つかることが難しい。	既存のメニューの中で虐待予防の周知・啓発をさらに努め、虐待防止に効果があるものを検討してゆく。
	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバイスや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。	障がい者支援G 子ども支援G		特別児童扶養手当1級56人、2級56人に、障害者福祉手当は33人に支給し経済的支援を行った。 また、療育相談事業においては、個別療育26回（13人）、集団療育72回（37人）の療育を行った。	支給漏れがないよう周知するとともに、特に手続きが困難な対象者に対しては手続きの支援や助言をおこなうことが必要である。また、療育相談事業においては、個別の状況やニーズに沿った療育を行うことが必要である。	引き続き特別児童扶養手当や、障害者福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的支援をする。また、療育相談事業においては、専門機関と連携し、療育体制の調査研究と療育内容の強化に努める。
	日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に関する外国人向けの多言語情報の提供に努めます。	市民協働G		外国語版広報紙の「かめやまニュース」を英語版とポルトガル語版で発行するとともに、平成29年8月1日号よりやさしい日本語版も作成し、情報提供に努めた。	やさしい日本語版をよりわかりやすい内容になるよう工夫する。 現在作成している「かめやまニュース」や「病院一覧」等の印刷物以外に、生活に必要な情報を提供していく。	多言語に対応するため、やさしい日本語の印刷物を増やしていく。
	性的少数者またはLGBTなど、性の多様性に関する理解を広げるため、啓発に努めます。	文化共生G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど、「性的マイノリティ」への理解の啓発に努めた。	「性的マイノリティ」への関心や理解が乏しい。	引き続き、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど、「性的マイノリティ」への理解の啓発を図る。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策（11）男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）
①災害に備えた体制の整備	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。	防災安全G		現在防災会議委員の中には女性は少数であるが、地域防災計画に女性の参画に関する記述を行っている。 また、自治会や自主防災組織等対象の出前講座にて、避難所運営における女性の参画の必要性について説明を行った。	防災会議委員の女性率の向上及び自主防災組織内における女性担当の増加を働きかける。	自治会や自主防災組織等対象の出前講座にて、避難所運営における女性の参画の必要性について説明を継続していく。
	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	防災安全G		随時各種マニュアルについて修正を行っている。H29年度においては修正を行っていないが、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行った。	自主防災組織内における女性担当の増加	随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。
	防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。	防災安全G		中止にはなったが、総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等を計画した。	1 地域のみではなくこのような動きを全市的に行う必要がある。	総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等を計画している。
	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもらえるよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。	総務・消防団G		普通救命講習等の応急手当の指導、普及啓発に延べ21名の女性消防団員を派遣した。また、年度途中で2名の女性消防団員が新規加入した。	応急手当、防災活動の普及啓発において、より女性ならではの視点を生かしてもらえるよう、女性消防団員数の確保が課題として挙げられる。	女性ならではの視点を生かしてもらえるよう、普通救命講習をはじめとした応急手当、防災活動の指導・普及啓発活動の支援及び女性消防団員の確保に向けた検討を行う。
②災害に備えた避難所運営体制の構築	発災時の避難所の運営のあり方について、平常時から男女共同参画の視点からも検討し、避難所の運営体制を確立します。	防災安全G		中止にはなったが、総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする予定であった。	1 地域のみではなくこのような動きを全市的に行う必要がある。 地域の女性の方で進んで意見をいただける方が少なかった。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。
	避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み取れるよう、女性等の参画を推進します。	防災安全G		中止にはなったが、総合防災訓練において地域の方々を中心に女性等の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする予定であった。	1 地域のみではなくこのような動きを全市的に行う必要がある。 地域の女性の方で進んで意見をいただける方が少なかった。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性等の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。
	女性用の生理用品や乳児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄や配布体制の整備、また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。	防災安全G		生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行った。また、三重県において広域受援計画が策定され、三重県及び各市における物資供給に関する手法が確立され始めた。 避難所の体制整備については、上記のとおり。	備蓄品については様々なニーズがあるが、全てを賅うことは出来ない。市民の理解、防災意識の向上が不可欠となる。	生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていく。また、三重県において広域受援計画が策定されたことから、その計画に基づき、検討して、避難所体制の整備を図っていく。